

# ○ 若年者の消費者教育分科会取りまとめ (平成30年6月29日公表)

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム  
(平成30年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長  
連絡会議決定)「2(1)④ 教員の養成・研修」に対応する検討結果

(資料1-1)

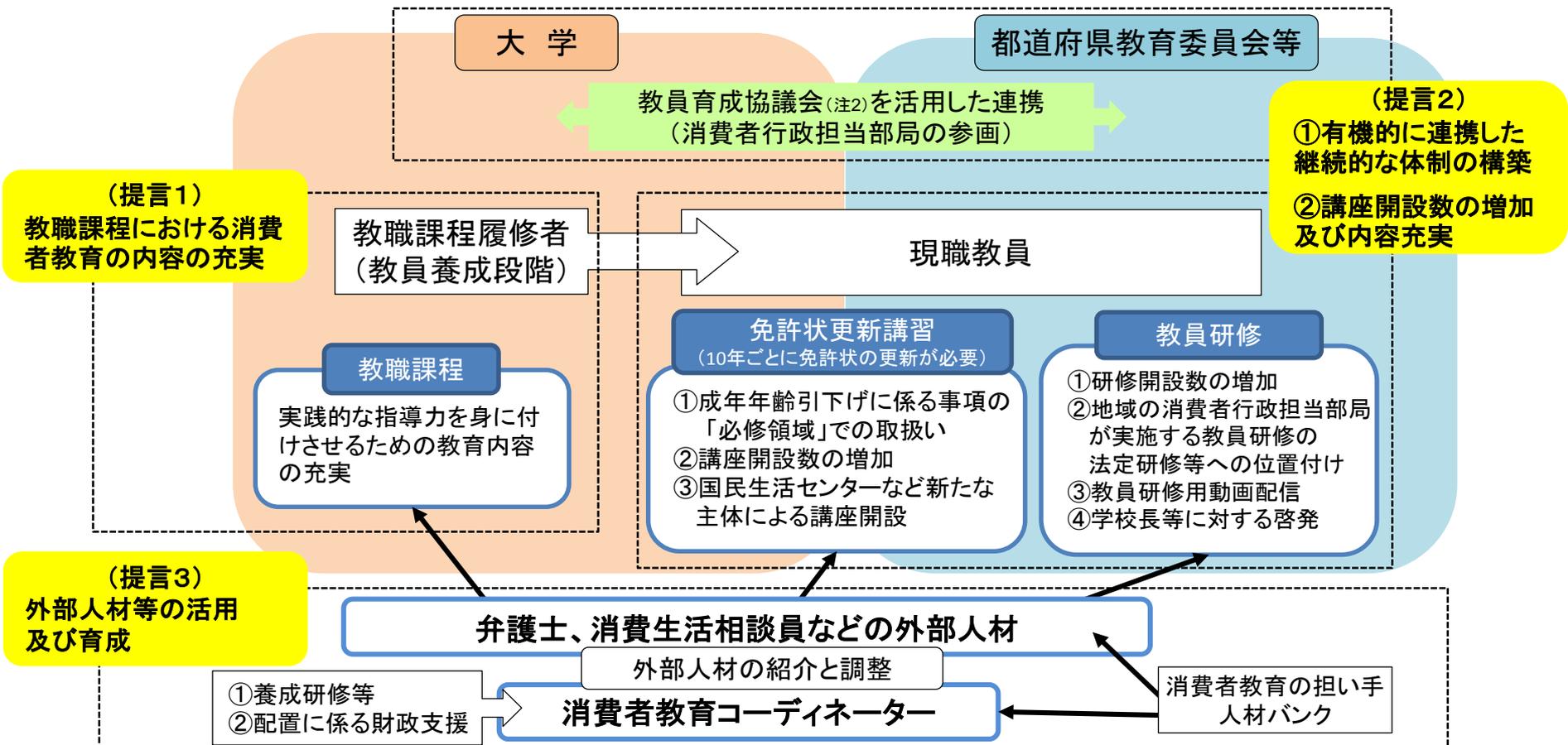
学習指導要領では、公民科、家庭科等で消費者教育  
(改訂ごとに内容も充実)

教員の指導力向上が  
喫緊の課題

成年年齢を引き下げる  
改正民法の成立  
(平成34年4月1日施行予定)

改訂の動きに対応して大学の教職課程等も充実が必要  
(消費者教育に係る授業科目を開設していない大学: 公民科約60%、家庭科約30%<sup>[注1]</sup>)

## 教員の指導力向上のための提言と具体的方策



(注1) (消費者庁調べ)平成26年度から平成28年度の間で教員を輩出した大学に対して、教科に関する科目における、消費者教育に係る授業科目の開設の有無について調査した結果による。

(注2) 教員育成協議会とは、教育公務員特例法第22条の5に規定する、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する協議等を行う場である。